

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月21日
【事業年度】	第24期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）
【会社名】	株式会社光通信
【英訳名】	HIKARI TSUSHIN, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 玉村 剛史
【本店の所在の場所】	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
【電話番号】	03 - 5951 - 3718
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 儀同 康
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
【電話番号】	03 - 5951 - 3718
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 儀同 康
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成23年6月22日に提出した第24期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

1. 株式等の状況

(9) ストックオプション制度の内容

第5 経理の状況

1. 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

関連当事者情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(9)【ストックオプション制度の内容】

(訂正前)

記載なし

(訂正後)

(平成20年6月25日取締役会決議)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、平成20年6月25日開催の当社取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員26名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	48,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,785(注)
新株予約権の行使期間	自平成23年6月26日 至平成30年6月25日
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社もしくは当社子会社の取締役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、対象者との間で締結する新株予約権付与契約に定める正当な理由がある場合はこの限りではない。対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	二
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合には、当社取締役会決議がなされた場合)には、当社は、取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(注) 新株予約権の発行後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転を行う場合、調整前行使価額を下回る1株当たりの払込金額をもって当社普通株式を新規に発行または自己株式を処分する場合(新株予約権を行使した場合を除く。)、調整前行使価額を下回る1株当たりの払込金額をもって当社普通株式を取得しうる新株予約権または新株予約権を付与された証券を行使する場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で行使価額の調整を行う。

(平成20年11月13日取締役会決議)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、平成20年11月13日開催の当社取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年11月13日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員14名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	16,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,680(注)
新株予約権の行使期間	自平成23年11月14日 至平成30年11月13日
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社もしくは当社子会社の取締役または従業員の地位を保有していることを要する。 ただし、対象者との間で締結する新株予約権付与契約に定める正当な理由がある場合はこの限りではない。 対象者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	二
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合には、当社取締役会決議がなされた場合)には、当社は、取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(注) 新株予約権の発行後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転を行う場合、調整前行使価額を下回る1株当たりの払込金額をもって当社普通株式を新規に発行または自己株式を処分する場合(新株予約権を行使した場合を除く。)、調整前行使価額を下回る1株当たりの払込金額をもって当社普通株式を取得しうる新株予約権または新株予約権を付与された証券を行使する場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で行使価額の調整を行う。

(平成22年2月12日取締役会決議)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、平成22年2月12日開催の当社取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成22年2月12日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員3名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	25,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,617(注)
新株予約権の行使期間	自平成25年2月13日 至平成32年2月12日
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社もしくは当社子会社の取締役 または従業員の地位を保有していることを要する。 ただし、対象者との間で締結する新株予約権付与契約に 定める正当な理由がある場合はこの限りではない。 対象者は、付与された権利の質入その他の処分をするこ とができない。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、対象 者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところ による。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要 とする。
代用払込みに関する事項	二
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会 社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、 または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株 式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合 (株主総会決議が不要な場合には、当社取締役会決議がな された場合)には、当社は、取締役会が別に定める日に、当 該新株予約権を無償で取得することができる。

(注) 新株予約権の発行後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、吸収合併、新設合併、吸
収分割、新設分割、株式交換、株式移転を行う場合、調整前行使価額を下回る1株当たりの払込金額をもって当
社普通株式を新規に発行または自己株式を処分する場合(新株予約権を行使した場合を除く。)、調整前行使
価額を下回る1株当たりの払込金額をもって当社普通株式を取得しうる新株予約権または新株予約権を付与
された証券を行使する場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で行使価額
の調整を行う。

(平成22年6月14日取締役会決議)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、平成22年6月14日開催の当社取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成22年6月14日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員11名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	75,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,809(注)
新株予約権の行使期間	自平成25年6月15日 至平成32年6月14日
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社もしくは当社子会社の取締役 または従業員の地位を保有していることを要する。 ただし、対象者との間で締結する新株予約権付与契約に 定める正当な理由がある場合はこの限りではない。 対象者は、付与された権利の質入その他の処分をするこ とができない。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、対象 者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところ による。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を必要 とする。
代用払込みに関する事項	二
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会 社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、 または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株 式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合 (株主総会決議が不要な場合には、当社取締役会決議がな された場合)には、当社は、取締役会が別に定める日に、当 該新株予約権を無償で取得することができる。

(注) 新株予約権の発行後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転を行う場合、調整前行使価額を下回る1株当たりの払込金額をもって当社普通株式を新規に発行または自己株式を処分する場合(新株予約権を行使した場合を除く。)、調整前行使価額を下回る1株当たりの払込金額をもって当社普通株式を取得しうる新株予約権または新株予約権を付与された証券を行使する場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で行使価額の調整を行う。

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

【関連当事者情報】

(訂正前)

前連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1)～(2) <省略>

(3) 連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員及び近親者等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
重要な子会社の役員	青木 毅			当社子会社代表取締役	(0.00)		資金の貸付	-	長期貸付金	31

(4)～(5) <省略>

当連結会計年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1)～(2) <省略>

(3) 連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員及び近親者等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
重要な子会社の役員	青木 毅			当社子会社代表取締役	(0.00)		資金の返済	2	長期貸付金	29

(訂正後)

前連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1)～(2) <省略>

(3) 連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員及び近親者等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
重要な子会社の役員	青木 毅			当社子会社代表取締役	(0.00)		資金の貸付	-	長期貸付金	31

(注) 1. 資金の貸付けについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 貸付金の担保として当社株式等を受け入れております。

(4)～(5) <省略>

当連結会計年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1)～(2) <省略>

(3) 連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員及び近親者等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
重要な子会 社の役員	青木 毅			当社子会社 代表取締役	(0.00)		資金の返済	2	長期 貸付金	29

(注) 1. 資金の貸付けについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 貸付金の担保として当社株式等を受け入れております。